

一般社団法人島根県レクリエーション協会旅費規程

(趣 旨)

第1条 一般社団法人島根県レクリエーション協会（以下「本会」という。）が主催する県内会議の旅費、公益財団法人日本レクリエーション協会（以下「日レク」という。）及び中四国ブロック幹事県（以下「幹事県」という。）が県外で開催する会議、その他関係機関等が開催する会議、研修会への派遣旅費の支給について次のとおり定める。

(県内の旅費)

第2条 県内で開催する会議の旅費の支給は、次のとおりとする。

- (1) 旅費は片道 10km 以上の旅行に要する経費とする。
- (2) 旅費の算出は、出席者の出発地点から目的地までの往復の距離により、1 km につき 20 円を乗じた額とする。ただし、1 km 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (3) 出発地点は、旅費の支給を受ける者が届け出た自宅または勤務先の住所とする。
- (4) 旅費は、交通費のみとし、日当は支給しない。
- (5) 出席者が公共交通機関を利用した時は、実費を支給する。
- (6) 本会以外の団体、機関等から旅費が支給される場合は、本会から旅費は支給しない。
- (7) 社員総会の旅費は、正会員が負担する。

(県外の旅費)

第3条 日レク及び幹事県が県外で開催する会議、研修会等の派遣旅費の支給は、次のとおりとする。

- (1) 旅費算出は、出席者の出発地点の近隣公共交通機関の駅から、目的地の公共交通機関の駅までの実費を支給する。
- (2) 日当は、日額 2,200 円を支給する。
- (3) 会議、研修会の参加費、宿泊費は実費を支給する。
- (4) 宿泊費は、上限を 12,000 円とする。ただし、やむをえない場合は、実費支給とする。
- (5) 参加費に宿泊費が含まれている場合は、別に宿泊費を支給しない。
- (6) 食費は支給しない。
- (7) 本会以外の団体、機関等から旅費が支給される場合は、本会から旅費は支給しない。

(特 例)

第4条 第1条及び第2条に該当しない場合であっても、本会会長が必要と定めた場合には、必要な旅費を支給する。

(報告の義務)

第5条 第3条及び第4条により旅費の支給を受けた者は、文書で本会会長に会議、研修等の内容を報告しなければならない。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(付 則)

この規程は、令和6年5月18日に施行し、令和6年4月1日より適用する。